

【暮らしに役立つ法律問題・第1回(遺言)】

弁護士 柳沢 賢二

一、序論

相続が発生したとき、遺言書が存在しなければ、法定相続分に応じての分割が原則になります。この場合、例えば妻(2分の1)、長男(4分の1)、次男(4分の1)という形での分割がベースになってしまいます。

しかし、事業を長男に承継させたいので長男に事業資産(自社株、工場等)を含めて多く相続させたい、老後の妻に自分の遺産の大部分を残してあげたいというときに、自分の生前築き上げた財産を愛する人のために相続させられず、将来遺産分割協議が難航して調停・審判等で何年も紛争が長期化してしまう懸念があります。

そのような、相続争いを回避するためにも、最近特に遺言の作成・活用がクローズアップされています。

二、遺言書の方式

遺言書の方式には、①自筆証書遺言、②秘密証書遺言、③公正証書遺言の3種類があります。

1. 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自署し、これに印鑑を押印することによって作成するものです(民法968条)。

自筆証書遺言のメリットは、簡単に作成でき、費用がかからず、秘匿性が高いというメリットがあります。

しかし、反面、方式不備や内容が不完全なため無効になったり、紛失・隠匿のおそれがあるデメリットがあります。

実際、自筆証書遺言で、日付を入れていなかった、印を押していなかったということが故に、何億の遺産相続の遺言が無効になったりしたケースなど無効例が実務上散見されます。

2. 密密証書遺言

秘密証書遺言とは、遺言者が、遺言の存在を明らかにしながらも遺言の内容を生前に秘密にしておきたいときに用いられる方式です。遺言者は、遺言書に署名・押印し、それを封筒に入れて封じ、遺言書に押した印でこれを封印し、これを公証役場に持って行き、公証人と証人2名の前に封書を提出し、自分の遺言書である旨とその筆者の氏名・住所を申述します(民法970条)。

しかし、この方式も遺言内容や方式の不備で無効になったりするリスクがあります。

3. 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証人の前で遺言の内容を口頭で述べ、公証人がそれをもとにして法律で定めた方式に従って作成する遺言のことです(民法969条)。この方式で遺言をするには、証人として2名以上が必ず立ち会わなければいけません。

メリットとしては、公証人という裁判官OBや、検察官OB等の法律の専門家が関与して作成するので、後で無効とされるリスクが少なく、原本を公証役場で保存するため紛失等の心配がありません。

デメリットとしては作成するための費用や証人2名の確保等の手間がかかるという点ですが、相続の費用であれば通常10万円前後で作成できますのでそこまで高額な費用はかかりませんので、遺言を作成するときは公正証書遺言が最もお薦めの遺言といえます。

三、遺言の活用例

1. 後継者への事業承継への活用

前述した妻、長男、次男のケースでいえば、長男が後継者であるような場合に法定相続分の4分の1を超える自社株、工場等の事業用資産を相続させる遺言を作成することで、後継者に相続によるスムーズな事業用資産の承継(事業承継)が可能になります。

ただし、遺言によって、長男に全て相続させるなどの遺言を作成する場合は、遺留分の問題に注意が必要です。遺留分とは一定の法定相続人に保障される相続財産の一定割合のことですが(民法1028条、このケースでは妻4分の1、次男8分の1が遺留分となります)、遺言で相続財産全体の妻4分の1、次男8分の1を相続させる遺言を作成する場合は遺留分侵害を回避するなどの遺言内容の検討を弁護士等の専門家とする必要があります。

また、遺言書を作成するときに、将来の相続税の課税の問題が生じるかどうかについては事前に税理士に相談を受けて税務リスクについて検討が必要と考えます。

2. 法定相続人以外のお世話になった人へ財産を残したい

遺言を作成することで、お世話になった法定相続人以外の家族や第三者(近所の人で看病等をしてくれた人、長年お世話になった友人等)に、死後自分の財産を残してあげるということも可能です。

ただし、この場合も、先程述べたとおり、法定相続人に対しての遺留分侵害の問題や課税リスクについては、事前に弁護士及び税理士の専門家と相談をして遺言の内容を決定していただければと考えます。

3. 介護の必要な子供等に財産を残したい

障害のある子供など自分で財産の運用が難しい相続人がいる場合については、遺言信託という制度を活用できます。信託とは、信託銀行等の第三者を受託者として、たとえば障害のある子供などが相続する財産を管理運用してもらい、その管理運用して得られた利益を受益者である障害のある子供に支払ってもらうという制度です。これは遺言によって行うことができます。

信託をするためには、①信託の目的、②信託財産、③受託者、④受益者、⑤信託期間、⑥信託終了の場合の信託財産の帰属、⑦受託者の報酬等を決める必要があります。

遺言信託を確実にするためには、遺言前に信託銀行等と信託の内容の協議及び受託者の承諾を得ておく必要がありますので、信託銀行等と事前に相談をしていただく必要があります。

4. 遺言でペットの世話を頼みたい

ペット自体に直接遺産を相続させることはできません。

また、遺言によって、ペットの世話を依頼する内容の遺言を作成しても、法律上は効力を生じませんので、そのような遺言をしても意味がありません。ペットの世話をしてくれるかどうかは依頼相手の厚意次第になってしまいます。

そこで、遺言で一定額の金銭をペットの世話を依頼する人等に遺贈して、愛犬等のペットの世話を条件とする負担付遺贈の遺言をすることで、当該遺言の法律的な効力が認められますので、そのような遺言を用いて、ペットの世話をもらえることが遺言で可能になります。